

利根大堰周辺の治水と環境検討会 設立趣意書

利根大堰付近は川幅も広く州が発達しやすい区間であり、堰の下流部は湾曲部であるため特に左岸側に土砂が堆積しやすく、河川の流心が右岸側に偏っている状況にあり、治水上右岸堤防について洗掘防止の対策が必要です。

また、長年の土砂堆積等により、左岸の高水敷は水面との間に比高差が生じ、かつての網状砂礫地が喪失すると共に、乾燥化が進行しています。

このため、流芯を出来るだけ右岸堤防から遠ざけること、また、河川環境の重要性が高い場所であるという認識に立ち、河岸を若返らせ、多様な河川環境を育むことを目的に、治水と環境が共存する左岸高水敷の掘削を検討しています。

過去、当該区間では掘削を実施してきた経緯がありますが、治水及び環境の観点から、一貫性のある考え方に基づいて行ってきたとは言えない面があり、また、掘削に関して近隣の方々への十分な説明も行っていなかったことを反省しています。

このことから、地域に根ざす利根川を目指し、治水対策上も、環境対策上も共存が期待されるより適切な掘削と管理を行うため、治水や環境に精通した学識者と永年近隣地域で利根川に親しんで来られた方々の意見を伺う場として、また、事務所の方針、河川環境の現況を伝え、共有する場として「利根大堰周辺の治水と環境検討会」を設立するものです。

平成 23 年 8 月 10 日
利根川上流河川事務所

利根大堰周辺の治水と環境検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、利根大堰を中心とした昭和橋から葛和田・赤岩の渡し付近までの利根川(150km～159km)を対象に治水と環境が共存する川づくりとその後の保全・利活用について検討することを目的とする。

(検討会)

- 第3条 本会は、別途名簿に掲げる団体、行政、学識者により組織する。
2. 本会において、議事進行や意見集約等を行うコーディネーターを置き、本会会員のうちから互選によってこれを定める。
 3. 本会の事務局は、利根川上流河川事務所に置く。
 3. 本会の会員の代理又は傍聴を希望する者は、予め会員を通じて申し込むものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年 8月10日から施行する。

(改正)

この規約は、平成28年 3月 3日から施行する。

(改正)

この規約は、平成29年 8月28日から施行する。

利根大堰周辺の治水と環境検討会 名簿

(五十音順、敬称略)

(団体)

新井 千明	NP0 法人 熊谷の環境を考える連絡協議会 副会長
今村 武蔵	NP0 法人 ふるさと創生クラブ 代表
岩田 薫	全国環境保護連盟 代表
島田 勉	行田ナチュラリストネットワーク
須永 伊知郎	公益財団法人 日本生態系協会 理事 (※コーディネーター)
橋本 恭一	行田ナチュラリストネットワーク 代表

(行政)

千代田町	
明和町	
行田市	
水資源機構	利根導水総合管理所
国土交通省	利根川上流河川事務所

(学識者)

浅枝 隆	埼玉大学大学 名誉教授
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授